

お役立ち情報 vol.1

住宅改修をしたいけれど、 どこまで介護保険が使えるのかしら?

(生)外壁に手すり取付け

(主) 玄関ドアを引違い戸に取替え (主) 外壁に手すり取付け

住宅改修の扱いになるものや 福祉用具に該当するもの、 介護保険適用外のものなど、 細かく分かれているので 注意が必要じゃ。



手すり取付け

外部通路に

住 外部通路の段差解消

住 通路面の舗装材を 滑りにくいものに変更 コンクリートスロープの設置

可動式スロープの設置→用具貸与

外足元灯設置

1

佳:住宅改修

(用): 用具貸与又は用具購入

(外):対象外

介護保険を利用して住宅改修を行う場合には、事前の申請や見積書の提出、 施工前・施工後の写真の添付など、 細かい手続きが求められます。

打ち合せからアフターメンテナンスまで、 しっかりと対応でき、<mark>安心できる業者さん</mark> を選びましょう。

上手な改修で、暮らしに笑顔を!

外上り框に腰掛台設置

住 上り框に式台設置(容易に動かせない場合)

廊下に手すり取付け

玄関ホール床を

滑りにくい床材に取替え 【**住**)玄関に手すり取付け

外 上り框に式台設置(容易に動かせる場合)

(住)玄関土間を滑りにくい床材に取替え

)段差解消機設置(住宅改修を伴わない据置式のもの) →用具貸与 段差解消機設置(住宅改修を伴うもの)

せきねくん

出典:(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 「介護保険における住宅改修・実務解説」平成14年12月より改変

21.5世紀の水戸空間を創る

株式会社 関根工務店

55 0120-88-4789

住まいのことならお気軽にお問い合わせください。 http://www.sekine-cs.jp